

## 横浜市要介護認定事務センターより

VOL.7

～特記事項を記入する上でのお願い～

横浜市の全ての調査員様へ

3つの評価軸「能力」「介助の方法」「有無」のうち

今回は「介助の方法」の評価軸について、再確認していただきたい内容をお知らせいたします。

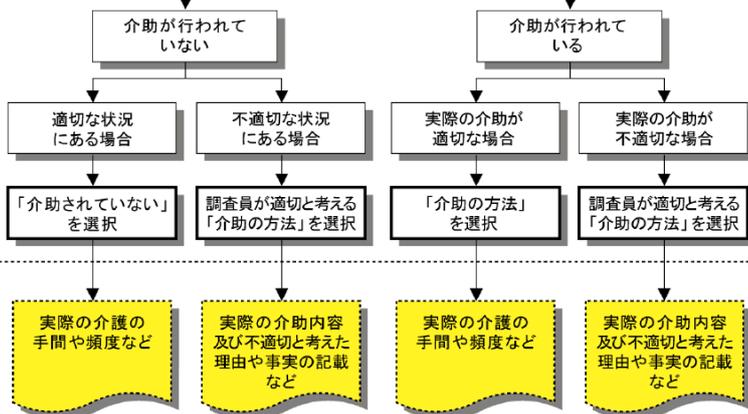
## ◆調査項目の選択肢の選択及び「特記事項」記載の流れ

## 介助の方法

介助が行われているかどうかを聞き取る

基本調査票

特記事項



## 介助の方法で評価する調査項目の選択基準

①「介助の方法」の項目の選択の基本は介助が行われているかどうかです。

②介助が行われていない状態や実際に行われている介助を、調査員が不適切と判断した場合は、その理由を特記事項に記載した上で、適切な介助の方法を選択します。

③実際の介助の方法で選択した場合は、具体的な「介護の手間」や「頻度」を記載します。

認定調査員テキスト2009改訂版  
P.23 (1)介助の方法で評価する調査項目の選択基準

2-10「上衣の着脱」について、上記介助の方法で評価する調査項目の選択基準①～③の選択基準に沿った事例を以下のとおり記載しています。参考にしてください。

## 2-10「上衣の着脱」の定義【普段使用している上衣等の着脱のことである。】

事例1 介助が行われていない。適切な状況にある場合。（介助されていないを選択）

【特記事項】 毎日、妻が事前に用意した衣服を介助なく自分で着脱することができる。

【選択肢】 1.介助されていない

事例2 介助が行われていない。不適切な状況にある場合。（適切な介助の方法を選択）

【特記事項】 毎日、時間をかけて介助なく着脱しているが、毎回、背中部分が丸まっている。適切な介助として、整える介助が必要と判断。

【選択肢】 3.一部介助

事例3 介助が行われている。適切な状況にある場合。（実際の介助の方法で選択）

【特記事項】 体調により介助の方法が異なる。週2回は、妻が構えた上着に自分で袖に腕を通し着脱するが、週5回は妻の全介助で着脱。頻度より選択。

【選択肢】 4.全介助

事例4 介助が行われている。不適切な状況にある場合。（適切な介助の方法を選択）

【特記事項】 毎日、妻の見守りのもと着替えるが、毎回、背中部分が丸まっている。妻が手直しをしようとするため介助することができない。適切な介助として背中を整える介助が必要と判断。

【選択肢】 3.一部介助

【確認テスト】 以下の特記の場合、どの選択肢を選択すればよいですか。（※答えは裏面下）

「上衣の着脱」は、自力で介助なしで行っているが、着る順番がわからないので、家族が一枚ずつ声かけしながら衣服を用意して手渡している。

A：介助されていない

B：見守り等

C：一部介助

D：全介助

## 「実際の介助の方法」が不適切な場合



独居や日中独居、介護抵抗等の理由や状況により「介助されていない状態」や「実際に行われている介助」が、対象者にとって「不適切」と判断する場合は、その理由（事実）を特記事項に記載した上で、適切な「介助の方法」を選択し、介護認定審査会の判断を仰ぐことができる。

認定調査員テキスト2009改訂版 P.25 (1)介助の方法で評価する調査項目の選択基準 ④

### 2-2 移動

**×** 室内は手すりを掴み移動しているが、ふらつくことがあるため、体を支える介助が必要と判断し、「一部介助」を選択。

**○** 一人で移動を行っているが、週に2.3回転倒がある。介護者の妻も足腰が弱く、十分な介助を行うことができない。体を支える介助が必要と判断し、「一部介助」を選択。



単なるふらつきや離れた場所から見ているというケースは該当しません。転倒を繰り返したり、壁にぶつかり痣ができていたりとは不適切な状況はありますか？

### 朝昼夜等の時間帯や体調等によって介助の方法が異なる場合の選択基準



一定期間（調査日より概ね過去1週間）の状況において、より「頻回に見られる状況や日頃の状況」で選択する。その場合、その日頃の状況等について、具体的な内容を「特記事項」に記載する。

認定調査員テキスト2009改訂版 P.24 (1)介助の方法で評価する調査項目の選択基準 ①

### 2-4 食事摂取

1日3食で、通常は介助なしで行っている。ただし、毎日朝食の際は、最初の数口は、介護者が口まで食事を運んでいる。



介助されていない

	朝	昼	夜
摂取方法	数口は食べさせてもらう	自力摂取	自力摂取
介助方法	一部介助	介助されていない	介助されていない



#### 2-3 えん下（評価軸：能力）

飲み込むときに、見守りがされているかどうかではなく、食物を経口より摂取する際の「えん下（飲み込むこと）の能力」で評価します。



### 調査員様からいただいた質問について

**Q 「5-1 薬の内服」**について、薬の服用時に本人の拒否があるため、毎回本人にわからないように食事に混ぜて服用しているが、この場合の考え方は？

**A** 対象者の状況により判断し、薬や水を手元に用意するのは誰なのか、薬を口に入れるのは誰なのか等、選択根拠を特記事項に詳しく記載してください。

要介護認定等の方法の見直しにかかるQ&A 問18（答）

● 「一部介助」の例  
薬への拒否があり、介助者は薬を食事に混ぜ、水を用意。スプーンを使い自分で口に入れ、飲み込む。状況から薬や水を用意すれば、薬を口に入れ、飲み込むことができると判断し「一部介助」を選択。

**Q 「5-5 買い物」**について、定義の「食材」には、おにぎりや弁当等は含まれるのか？

**A** 「買い物」とは、食材、消耗品等の日用品を選び（必要な場合は陳列棚から商品を取り）、代金を支払うことです。個別の品目については認定調査員テキストには記載されていません。対象者の能力、生活環境や本人の置かれている状態などから総合的に判断し、選択根拠を特記事項に記載してください。

要介護認定等の方法の見直しにかかるQ&A 問19（答）

● 情報不足な例  
1日3回は自分でおにぎりを購入し、週1回は家族が日用品を購入。「介助されていない」を選択。

※上記の例では、**毎食おにぎりしか食べていないのか、おにぎり以外に購入している食材があるのか**等の疑問が生じる場合があります。生活環境や本人の置かれている状態なども含めて総合的に判断し、選択根拠を特記事項に記載してください。

次回VOL.8では、「能力」「介助の方法」「有無」の3つの評価軸から「有無」について、再確認していただきたい内容をお知らせいたします。